



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

# 助成金通信

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

4

2023

## 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

### — 介護と仕事の両立を図る会社への支援 —

現在、介護と仕事の両立を図るために様々な施策が行われています。高齢化社会の中で要介護者が増えており、働き盛りの世代が介護の担い手を受け持つことになるからです。現在、育児介護休業法により、家族の介護のために休む労働者には介護休業が1対象家族当たり計93日間、最高3回まで分割して取得できることとなっています。また、雇用保険より介護休業給付として給与の約67%が労働者に支給されます。

仕事と介護の両立のための様々な支援に取り組む会社への助成金として「両立支援等助成金 介護離職防止支援コース」があります。介護に取り組む労働者(対象者)が介護休業の取得や復帰、両立支援制度を導入した企業に支給されます。

令和5年度から、さらに個別に介護休業取得促進を推進する事業主や代替職員を雇用する事業主への助成も設けられました。

#### ◆◇制度の概要(令和4年度両立支援等助成金支給申請の手引きより)◇◇

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合、就業と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた場合等に助成するものです。

- 本コースでは、以下の4つの場合に助成金を支給します。
  - [1]休業取得時：介護支援プラン(※)を作成し、プランに基づき介護休業を取得させた場合
    - ※介護支援プラン・・・労働者の介護休業取得・職場復帰を円滑にするため、労働者ごとに事業主が作成する実施計画。介護休業取得者の業務の整理や引継ぎの実施方法などを盛り込む。
  - [2]職場復帰時：[1]休業取得時の対象労働者の同一の介護休業について職場復帰させた場合
  - [3]介護両立支援制度：介護支援プランを作成し、プランに基づき介護のための短時間勤務制度や介護休暇制度などの介護と仕事の両立ができる制度を利用させた場合
  - [4]新型コロナウイルス感染症対応特例：  
新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために特別な有給休暇を取得させた場合
- 支給対象となるのは中小企業のみです。

## ◆◇受給のポイント◆◇

- ①就業規則や育児介護休業規定に介護支援プランや介護両立支援制度を規定する必要があります。
- ②介護休業の取得については、同一の対象家族に合計 5 日以上取得した場合（分割可）に対象になります。
- ③職場復帰時の助成金を受けるには原職等へ復帰後、申請日までに 3 か月以上継続雇用する必要があります。
- ④対象家族は介護被保険者証の交付や要介護認定通知（要介護度 2 以上）を受けていないものでも、医師の証明や事業主と労働者連名の申立等で常時要介護が必要な者であることがわかれば対象となります。

## ◆◇令和 5 年度改正点◆◇

### ①業務代替支援加算が新設されました

新規に代替要員を雇用するか、または社内の代替要員に手当支給を新設すると支給されます。

⇒代替要員雇用 20 万円、手当の新設 5 万円

### ②個別周知、環境整備加算が新設されました

個別周知、環境整備を 2 つとも実施した場合、追加で助成金が支給されます。⇒15 万円

## ◆◇就業規則規定例◆◇

第〇〇条 会社は、介護休業の取得または仕事と介護の両立に資する勤務制度（以下、「介護制度」という）の利用を希望する従業員に対して、円滑な介護休業の取得及び職場復帰並びに円滑な介護制度の利用を支援するために、当該従業員ごとに介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施します。

2 介護休業の取得を希望する従業員の介護支援プランに基づく措置には、下記事項を含むものとし、当該従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施するものとします。

- (1) 業務の整理・引継ぎに係る支援
- (2) 介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供

3 介護制度の利用を希望する従業員の介護支援プランに基づく措置には、下記事項を含むものとし、当該従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施するものとします。

- (1) 介護制度利用期間中の業務体制の検討



## ◆◇令和 5 年度助成額◆◇

①介護休業	休業取得時	30 万円
	職場復帰時	30 万円
i) (①への加算) 業務代替支援加算		新規雇用 20 万円 手当支給等 5 万円
②介護両立支援制度		30 万円
ii) (①、②への加算) 個別周知・環境整備加算		15 万円

## ◆◇オススメポイント◆◇

受給できるのは中小企業のみで、1 企業当たり 1 年度 5 名まで対象になります。もともと令和 2 年度で廃止予定の助成金でしたが、仕事と介護の両立支援をさらに図る目的で令和 3 年度以降も継続されました。社員の介護離職を防ぐ面からも役立つ助成金といえます。

あとがき